

2023年3月29日

コスモエネルギーホールディングス株式会社  
取締役会 御中

株式会社シティインデックスイレブンス  
代表取締役 福島啓修



拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴社が3月23日に開示された中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を拝見しました。その後、貴社より、弊社との今後のやり取りについては、面談ではなく書簡で行いたいとのご連絡をいただきましたので、本書簡にて、貴社に対する次の3点のご質問をお送りいたします。ご質問に対するご回答は、4月4日までにお願いいたします（ご回答内容がインサイダー取引規制上の重要事実該当する場合は、ご回答と同時に公表願います。）。

- ① 貴社は、1月11日に弊社らを対象とした大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しました。本買収防衛策の有効期間は、2023年開催の貴社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとなっています。貴社は、本買収防衛策について、上記有効期間を延長されるおつもりなのか、ご回答ください。延長される場合には、上記定時株主総会において、延長の可否について株主の皆様のご意思をご確認いただけますようお願いいたします（この株主意思の確認に対する貴社のお考えについても、ご回答をお願い申し上げます。）。
- ② 昨今、東京証券取引所は、上場企業に対し、資本コストや株価・時価総額への意識改革を通じた取り組みを要請しています。特に継続的にPBRが1倍を割れている会社には、取り組み内容および進捗状況の開示が強く求められることになるので、上場企業においては要請への表面的な対応ではなく本質的な企業価値向上に対する取り組みを早急に進める必要があると考えております。このような中、本中期経営計画は、貴社の株価が継続的にPBR 1倍を割れていることに対する改善策として不十分であり、本中期経営計画発表後も、貴社の株価はPBR 1倍を割れたままです。これは貴社が発表した本中期経営計画を株主が評価していないことを表しています。貴社としては、PBR 1倍以上とするために、どのような改善策を講じるご予定なのか、ご回答ください。
- ③ 弊社は、かねてより貴社に対して再生エネルギー事業が市場から適切な評価を受けることなく割安に放置されていることから、再生エネルギー事業については独立した上場企業として株主価値の最大化を目指すべきであることをお伝えしてまいりました。弊社は、貴社の再生エネルギー事業については、独立した上場企業として単体で資金

調達可能となる体制を整え、迅速な意思決定が可能となるようにすべきではないかと考えておりますが、これについて、本年 6 月開催予定の貴社定時株主総会において、会社提案によって株主の皆様意思を問うお気持ちはありますでしょうか。弊社は再生エネルギー事業子会社の上場を行うことを貴社に強いようとしているのではなく、貴社の過半数の株主の皆様が望む貴社のあるべき姿が実現することを望んでおります。貴社が会社提案によって株主の皆様意思を問うことはしないということであれば、弊社において株主の皆様意思を問うべく、上記定時株主総会に向けてしかるべき株主提案を行うことも検討いたします。

弊社は貴社の株式を約 20%保有する大株主として、貴社が発表された本中期経営計画は満足できるものではありません。しかしながら、弊社は、貴社との間で貴社株式売買禁止と期間満了時における重要事実の公表義務を定めた守秘義務契約を結んだ上で（このような守秘義務契約を結ぶのは、重要事実の伝達があった後に、それを長期間公表していただけないことにより、弊社らが貴社株式を長期にわたって売買することができなくなる、という事態を防ぐ目的のほか、貴社が金融商品取引法の定めるフェアディスクロージャールールを遵守できるようにするためです。）、より高い株主価値向上を目指すべく、重要事実に該当するような事項にまで踏み込んだ対話を行うことは各社ではございません。貴社がそのような対話を望む場合には、本書簡に対する前記回答期限までにご連絡をいただけますようお願いいたします。

貴社が上記のような対話を望まない場合には、貴社との書簡のやり取りについては、基本的には株主の皆様が開示をさせていただく予定です。

なお、貴社が本買収防衛策を撤廃するほか、PBR 1 倍以上を実現できるような明確な株主価値向上策を公表し、再生エネルギー事業子会社の上場について株主の皆様意思を上記定時株主総会において会社提案により確認いただけるという場合には、上記定時株主総会までは貴社株式の追加取得は行わない予定です（繰り返しになりますが、追加取得を行う場合は、事前に本買収防衛策所定の手続きを取ります。）。

敬具